

食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会
(令和6年度第2回) 概要

○開催日

令和7年6月20日(金) 書面提出による持ち回り審議

○参加委員(五十音順)

稲垣委員、井上委員、西村委員(部会長)、山波委員
加藤臨時委員、北室臨時委員、木下臨時委員、久保田臨時委員、河野臨時委員、
清水臨時委員、長谷川臨時委員、藤原臨時委員、牧臨時委員、松下臨時委員、
松田臨時委員、松本臨時委員

○議案

農用地等の確保等に関する基本指針の変更について(諮問)

○概要

農用地等の確保等に関する基本指針の変更については、原案どおり了承されました。なお、委員からの御意見及び事務局回答(農村振興局農村政策部農村計画課)は以下のとおりです。

【委員からの御意見及び事務局回答】

稲垣委員) 目標面積の確保と今後の開発等地域活性化策(大規模転用案件)との関係について。農用地の確保とその為の目標面積の設定の運用にあたり、現場での開発等地域活性化策としての大規模な転用案件との調整が課題となる。特に中山間地域など平地が少ない市町村では、大規模な代替農地の確保(相当程度の遊休農地の解消や農地造成)が困難な場合が想定される。そのため、代替の農用地の確保は都道府県が主体となって都道府県内での調整も可能とするようにすべきではないか。

事務局) 除外を行う市町村において影響緩和措置を講ずることが困難な場合、都道府県における農地確保の施策により当該市町村の影響緩和措置の不足を補う見込みがあれば、都道府県は除外協議に同意できることとしています。

稲垣委員) 改正農振法における面積目標の管理手法の充実について。都道府県は4月1日に施行された改正農振法により、除外目的変更が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、除外市町村に対し、影響緩和措置を講ずることを求めることとされた。その際、都道府県は面積目標を設定し、管理している主体であることから、面積目標の実現に向けた施策を充実することが適当であるとされているが、特に都道府県が除外市町村と連携し基金を設置するなどの想定される施策について周知する必要があると考える。このことについて政府はより具体的な対応を講じる必要があると思う。

事務局) 基本指針の公表後には、都道府県や市町村に対し、農振法の運用につい

て改めて周知を予定しており、基金の設置を含めた面積目標の実現に向けた具体的な施策を講ずべきことについても周知してまいります。

稲垣委員) 地域計画の策定状況(令和7年3月末時点)速報値で明らかになった農地の状況と「農用地区域内農地の面積の目標について」における390万haの関係について。速報値において地域計画は18,633地区と策定予定数の約2万地区の約93%となっている。この段階で地域計画のうち農用地区域の面積は380万haであり今後策定予定で3月末までに策定されなかった地区が策定された場合でも「農用地区域内農地の面積の目標について」の390万haに対して厳しい数値となることが想定される。また速報値において「将来の受け手が位置づけられていない農地面積」がすでに139万haに達しておりこの面積が「農用地区域内農地の面積の目標について」の390万haの相当の面積に達することも想定される。このことについて政府の認識とどのような対応を講じようとしているのか。

事務局) 地域計画の策定により、地域の課題が明らかになったところであり、地域計画の更なるブラッシュアップやその実現に向けた取組が重要です。基本計画の見直し後の初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、地域の声にも十分に耳を傾けながら、必要な施策や予算を検討してまいります。

稲垣委員) 基本指針変更案第1(3)①農地の保全・有効利用について(3頁)。「多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、・・・」と記載があるが、農地の保全・有効利用に向けた取組は、今後は地域計画の実行による取組が重要となるため、本文を「地域計画」に基づき担う者へ集積・集約を推進、基盤整備や施設整備費等への支援、農地法に基づく遊休農地に関する措置等により、農地の保全、遊休農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。」に修文してはどうか。

事務局) 御指摘の箇所は基本計画における「中山間地域等の振興」の記載を踏まえたものです。記載順によって重要度や優先度が劣後することはなく、地域計画とも連携して今後の取組を進めてまいります。

西村部会長) 「食料の安定供給の確保」を前面に出す点については異論はありません。ただ、確保すべき農用地の面積目標に関連する記述では、手法論に終始し(手法を明確に示すことは重要であることは間違いありませんが)確保すべき面積が食料の安定供給確保に足りるかという部分のメッセージが不足しているように感じました。

事務局) 基本指針に、新たに基本的な考え方の項目を設け、農地等のフル活用が重要であること、農地は一度潰廃すると復元困難であることを踏まえ、諸施策により農地を確保する必要があることを明記しています。

西村部会長) 変更案 p3、L1-L8 農業生産基盤の整備および保全に関して、保

全がいわゆる水利施設に偏っているように感じます。水田の畑地化、汎用化を進める事と気候変動を考慮すると、水食などの農地土壌の劣化も懸念されるので、圃場の大区画化や整備に加えて「圃場の保全」も項目として挙げる必要があるように思います。

事務局)「農地の保全」を推進する旨、複数個所に明記。また、農地土壌の劣化への対応(客土等)は、土壌条件などを踏まえつつ、必要に応じて「畑地整備『等』」の中で対応してまいります。

久保田臨時委員) 中山間地域等における農用地確保の方策についての言及が希薄。日本の耕地面積に占める中山間地域等の割合の高さ、そしてそこでの農業が持つ多面的機能や地域経済における重要性を踏まえ、中山間地域等の特性に応じた農用地確保・活用の方策、特に多面的機能の維持・向上のための施策の重要性を、より明確に位置づけるべき。

事務局)「地域ぐるみの話合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援等の支援」の部分が、基本計画における「中山間地域等の振興」の記載を踏まえたものです。

清水臨時委員) 文言や数値等の変更を求める意見ではありません。確保すべき農用地の面積目標 390 万ヘクタールは望ましい目標値ではあるが、かなり挑戦的だと思われます。中山間地域等の農地の条件が厳しく人口減少が著しい地域では、開発圧による農用地除外よりも荒廃農地化が農地面積を減らす原因になっており、荒廃農地の解消後の継続的な農業経営に対する具体的な展望(構造改革の姿)を早期に検討していかなければ、荒廃農地の解消+6.5 万 ha は難しいと考えます。

事務局) 新たな基本計画に基づき、今後 5 年間の「農業構造転換集中対策期間」に生産性の向上に係る将来への投資を集中的に行い、生産者が将来にわたり効率的に農業に取り組めるようにしていく方針です。

松本臨時委員) 作り手がなくなるのは周知の事実です。国はさらに大区画化し、担い手への集積を推し進め、自動走行農機など ICT の導入によって労働力不足を補っていきたいとの立ち位置です。長崎県島原半島は農業が大変盛んですが、傾斜地であることから、1 町歩、それ以上を超えるような大区画化ができるのはほんの僅かです。このような農地では、現状ドローン防除くらいしか使える技術がないように思われ、技術開発(栽培技術の転換も含めて)を急いだとしても、導入費用の問題が必ず出てくるので、農業者が取り組みやすい仕組みづくりも重要です(新規就農者へのリース事業の拡充など)。法整備が先行するのは理解しますが、足元が遅れないような仕組みづくりが重要と考えます。

事務局) 令和 6 年度にスマート農業技術活用促進法を公布・施行し、税制、金融等による支援措置を講ずることとしたところであり、現場で実際に活用される

よう、丁寧に対応してまいります。

松本臨時委員) 今、青果業の方々が言われていますが高齢化のため誰も作り手がないので農地を外国人に貸して外国人の方が農業をしているといった現実問題があるようです。今年、4月より外国人の農地取得が一部厳格化されたとの事ではありますが、貸す事により後々外国人に渡るのではないのか不安です。国内農家の減少に歯止めがきかない中、「食料安全保障」のため、国内の農業生産増大も大事ですが、外国人の農地取得について、個人であれば中長期は認めず永住者のみとし、又貸しは認めない、違反した場合の罰則規定をより強化するなどした方がよいのではないのでしょうか。

事務局) 農地法の許可申請に際し、国籍、在留期間及び満了日の記載を義務付け、耕作が継続されなくなると予見される場合は農地取得を認めないこととしております。引き続き、農地が適正かつ効率的に利用されるよう制度運用してまいります。

以 上